金が高額となる場合、で1カ月に支払う一部国保加入者が、医療 件 部 該当す 負 担 れ ば 部負 療機関 部一負定担 減 最大65 減免期間 金を減免 カ月 (医師の意見により期間 原則年間3カ

儿します。

通帳とが加入者全員の収入明書など加入者全員の収入が況等を証明できる書類、

則年

はでで

延

長 可

※要件など詳しくは、

職による国保加入者が に相当する保 険料につ 割額を3割減免します。 ■手続きに必要なもの て、 得割 0 玉 月

その

受給期間に

用保険を受給する場合、

0

他

0

失業者

0

証

用

保険

険 減 も減免の対象となる場合が著しく減少する国保加入者※失業等により前年所得が 給資格者 民健康保险 あります。

・雇用保険の「禁機・産業のでは、 者 一と認定された人一または「特定理点 または 「特定受給資 歳未満 由離)所得区

■軽減方法は ます。 由コ 由コード(表)で確認できている離職年月日と離職理 険受給資格者証に記載され 由離職者の確認は、雇用保 ※特定受給資格者と特定理 た高額療養費負担限度額等 なして保険料を算定し、ま 分 0 、際の3割とみ 失業者の前年 再判定を行

■ 対 象

次のすべての要 ・請が必要です。

要件

は、

を満たす人

報やわた

失業し

国民

康保

険

倒産や解雇等によ

者の

与所

が得は対 の国

象 保

外加

で入失

業者

本人以 給

※給与所得以外の

的

険

料

軽減します。 (国保) 加入

加入者の保険料を

軽減を受ける

離職月 失業した人 属する 国保料=離職 軽減 **高額療養費負担限度額等** る月から令和6年3月ま ら令和5年3月30日 例 令和4年3月3 の翌月 日翌 から令和 職日 日 Iまで 末の日 31 0 6 属 日 にか間の 国民健康保険料等の 負担を軽減

■非自発的失業者の要件となる 離職理由コードと離職理由

離職理由 コード	離職理由				
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)				
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能 になったことによる解雇				
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約 更新1回以上、雇止め通知ありの場合)				
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新 明示ありの場合)				
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)				
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のあ る自己都合退職、退職勧奨				
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都 合退職				
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)				
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)				

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄され ている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相 談ください。

ジェネリック医薬品 差額通知について

入証国

民健康保険証、給与支払■手続きに必要なもの

市の国民健康保険加入者で、現在処 方されている薬からジェネリック医薬 品に切り替えた場合に、自己負担額が どのくらい安くなるかをお知らせする 「ジェネリック医薬品差額通知」を9

月末から通知します。

※ジェネリック医薬品に切り替えた場 合の自己負担額の削減額が大きい人に 通知するもので、全員の人に届くわけ ではありません。

▶ジェネリック医薬品(後発医薬品) 厚生労働省が最初に作られた薬(先 発医薬品)と同等と認めた医薬品です。

先発医薬品の特許が切れた後に有効成 分、分量・用法が同じ医薬品として販 売される安価な薬です。

ただし、すべての薬にジェネリック 医薬品があるわけではなく、調剤する 薬局にない場合もあります。ジェネリ ック医薬品への切り替えは、医師・薬 剤師までご相談ください。

によ ■手続きに必要なものした時点で軽減終了。 民健康保険 他 月 り、 (健康) 保 の険 の資格を喪失 用 保険 の 受

問国保医療課国保年金係(☎983-2962)

消費税インボイス制度説明会

宇治税務署では、インボイス制度説明会と、登録の要否に悩む事業 者が対象の相談会を開催しています。参加する場合は、開催日前日の 午後5時までに電話で予約してください(土・日・祝日を除く)。

■制度説明会

開催日	時間	内容	場所	問い合わせ先
9月13日(水)	午前10時~10時45分	インボイス制度の概要について	宇治税務署別館大会議室 (宇治市大久保町井ノ尻60-3)	宇治税務署 法人課税第1部門 (☎ 0774-44-4452)

※定員は20人(参加無料)。

	■ 全球安公怕談会						
	開催日	時間	対 象	場所	問い合わせ先		
9月29日(金)まで ※土日祝日を除く。	9月29日(金)まで	午前10時~11時 午前11時~正午 午後1時~2時	登録の要否を悩まれている 個人事業者向け	宇治税務署	宇治税務署 個人課税第1部門 (☎ 0774-44-4424)		
	午前10時~11時 午後2時~3時	登録の要否を悩まれている 法人向け	(宇治市大久保町井ノ尻60-3)	宇治税務署 法人課税第1部門 (25 0774-44-4452)			

固税務課資産税係

(**2**983·2480)

※相談時間は各回1時間程度となります。

市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

固定資產稅(第3期分)、国民健康保険料(第4期分) の納期限は10月2日(月)です。納期限までに納付をお願 いします。口座振替の申し込みは、引き落としを希望され る月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機 関(市外の金融機関には同依頼書がない場合あり)や市役 所にご提出ください。

※ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込 みください。

※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100 円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村 で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管

間市税に関すること=税務課市民税係(☎983-2481) 国民健康保険料に関すること=

国保医療課国保年金係(☎983-2962)

認定長期優良住宅を新築した場合に固定資産税を減額

までに 宅 下であること すいを添えて、 |を添付してください。| |類を提示してください。 申請 手続き は新築後7年間)。 注建て以上の準耐火構造および耐火構造に減額期間 新築の翌年度から5年間(新築住宅の減額措置と重 `しを添えて、新築された翌年の1'ることを証明する書類(認定通知 、マイナンバーと本人確認ができる:書にマイナンバーの記載が必要とな 請してください。 認定を受けて新築された住宅で 詳しくはお問い合わせくだ (認定通知書) 郵送の場合は ねて受けること 月 31 m 3 日の 写 住 以

②京都 住部分の床面積が50㎡以上)280歳の床面積が50㎡以上(併用住宅の場合にの床面積の2分の1以上であること)令和 併用 |固定資産税額の2分の1相当額を減額したり120㎡(居住部分に限る)を上限認定長期優良住宅を新築した場合、1戸 住宅の 6 知事3 州事の認定な サ3月3日 1年 場合は、居住部 は、居住部分の割合が全足を受けていること口までに新築されたもの は、

全